



ゆめありくん

平成20年度の国民年金保険料額、および給付額は次のように決定しています。

国民年金保険料

- ・定額保険料 月額 1万4410円
 - ・付加保険料(任意加入) 月額 400円
- 付加保険料とは将来年金を受け取る時に少し増やしたいと思われる方が、定額保険料にプラスして納付するものです。
加入は市町村へ申し出により、2000円×納付月数が加算されて給付されます。

国民年金からの給付(基礎年金)

- ・老齢基礎年金
年額 79万2100円(定額保険料を原則20歳から60歳までの40年間「480月」納付済)
- ・障害基礎年金
年額 99万1000円(障害等級1級)
年額 79万2100円(障害等級2級)

- ・遺族基礎年金
年額 79万2100円(基本額) + 22万7900円(加算額)

※子が二人いる妻が受け取る場合の額です
その他、国民年金からの独自給付として付加年金、寡婦年金、死亡一時金、特別障害給付金、短期在留外国人を対象とした脱退一時金があります。

◆学生納付特例制度について

20歳以上の修業年限が1年以上ある学生の方で、本人の前年所得が定額以下の場合には申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

保険料を未納にしておきますと、もしもの時の障害基礎年金などが受けられない場合がありますので、早めの手続きをお願いします。

申請を受けようとする期間 平成20年度分(平成20年4月から平成21年3月)

申請方法 学生が住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請書を提出することになります。申請書は社会保険事務所から20歳になる前に資格取得届とともに届くか、市役所市民課国民年金担当にあります。

必要な添付書類

- ・年金手帳(持っている学生)
- ・学生であることを証明する書類(在学証明書または学生証の写し)

・前年に所得のあった方は、所得の状況を明らかにすることができ、源泉徴収票、所得証明書等)
・退職(失業)した方が申請を行うときは、退職(失業)したことを確認できる書類(雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等)

※すでに19年度分において猶予が承認されており、社会保険庁から申請書(ハガキ様式のもの)が届いている方は、内容を確認の上、必要事項を記入して返送すれば申請となります。
※今年度から指定を受けた学校であれば、在学する窓口でも申請できるようになりました。

年金記録に関する臨時相談会のお知らせ

あなたの年金記録の確認をお願いします。お手元に届きました「ねんきん特別便」により、年金記録の内容にもれや間違いがないか、ご確認ください。

日時 5月27日(火)

相談受付時間 午前9時～午後2時30分

会場 トキのむら元気館(新穂瓜生屋)

※当日は、年金記録に関するご相談のみとさせていただきます。お急ぎのご相談、年金請求などの一般の年金相談については新潟西社会保険事務所にお越しいただくか、毎月第3水曜・木曜にトキのむら元気館で開催する定例事務相談会をご利用ください。

また、「ねんきん相談ダイヤル」でもお問い合わせできます。

「ねんきん相談ダイヤル」

年金請求などの一般の年金相談

☎0570-05-1165

「ねんきん特別便」に関すること

☎0570-058-555

お問い合わせ

新潟西社会保険事務所 ☎025-225-3001

定例社会保険事務相談所 (年金相談等)

場所 トキのむら元気館

5月21日(水)

受付 午後1時30分～3時30分

5月22日(木)

受付 午前9時～11時

6月18日(水)

受付 午後1時30分～3時30分

6月19日(木)

受付 午前9時～11時

お問い合わせ

新潟西社会保険事務所

☎025-225-3001

ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

市役所市民課 国保年金係

☎63-5112

または各支所市民課国民年金担当係

